

生計維持関係の再確認の為

提出期限7月30日(木)

被扶養者の資格確認調査(検認)実施

■調査の目的

- ・勝又健康保険組合では、保険給付適正の観点から被扶養者調査を定期的(毎年7月)に実施します。これは被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうかを確認するための調査です。
- ・本来、扶養に該当しない人を扶養認定してしまうことは、健保組合の財政に大きな影響をあたえ、将来的には保険料値上げなど被保険者(組合員)の負担増につながってしまいます。
- ・なお調査の結果、被扶養者の認定基準から外れていると判定した場合は、当健保組合が定めた日、または事由発生日(就職日等)をもって被扶養者から外れます。
- ・また、正当な理由がないまま、期日までに「健康保険被扶養者資格確認調査書」ほか資料を提出されない場合にも法令により扶養から外れることになります。その場合、扶養から外れる日以降に医療機関等で治療を受けた場合、医療費を返還していただく事になります

ので、ご注意をお願い致します。
みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

参考：調査に関する法令及び通達

- ・健康保険法施行規則 第50条第1項「健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる」
- ・健康保険法施行規則 第50条第7項「第1項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない、被保険者証は、無効とする」
- ・厚生労働省保健局長通知保発第1029004号「被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」
- ・厚生労働省保健局保険課長通知保発第1029005号「被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」

■収入のある家族の認定について

被扶養者の認定は、認定対象者の年間収入限度額が130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は180万円未満)など、被扶養者認定関係法令・通達等で大枠は決められていますが、認定対象者の年間収入、生計維持関係の実態、同一世帯の判定など、個々のケースについては、健康保険組合の判断に委ねられています。特に、最も重要な認定要件であります「主として被保険者の収入により生計が維持されている」状態とは、認定対象者の生計費の半分程度以上を被保険者から、日常継続的に支援を受けている実態をいいます。

その生計費については社会通念として当健康保険組合では、国民一般の標準的な生活の水準を求めため「家計調査」(総務省)等に基づき、全国・勤労者世帯の消費支出について、人事院勧告で毎年報告される費目別、世帯人員別標準生計費を目安に算定します。

ただし、当健康保険組合の生計費は、雑費Ⅱ(その他消費支出)の額を除きます。

なお、上記により被扶養者認定を行う事が生活の実態に著しくかけはなれるなど、妥当性に欠く場合には、事情に応じた認定を行うものとします。

1. 標準生計費の費目
食料費…食料
住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費…被服及び履物
雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ…その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)
2. 費目別、世帯人員別標準生計費※(平成31年4月)

《全国》月当り額

費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費		26,020	41,010	50,770	60,530	70,300
住居関係費		48,300	38,750	41,730	44,720	47,700
被服・履物費		2,430	6,850	7,620	8,380	9,140
雑費Ⅰ		35,120	31,160	52,940	74,700	96,490
雑費Ⅱ		8,320	19,520	23,710	27,900	32,090
計		120,190	137,290	176,770	216,230	255,720
雑費Ⅱを除く額		111,870	117,770	153,060	188,330	223,630



○保険証を大切に、退職時には必ず返しましょう
○保険給付支給通知書は大切に保管しましょう
○医療費控除を受ける時必要になります。

※人事院のホームページからご覧になれます。
平成31年人事院勧告⇒参考資料4生計費関係

被扶養者に関するQ&A

1. 被扶養者が企業に就職して本人として健康保険に入ったのですが、被扶養者から自動的に外れますか？
資格喪失には手続きが必要で、被扶養者が就職して、別の健康保険や国民健康保険、協会けんぽなどに加入したのに、「被扶養者(異動)届」を提出していない場合、2つの健康保険に二重で加入していることになってしまいます。健康保険の被扶養者の条件を満たさなくなった場合は、すみやかに届け出てください。
 2. 無職・年収が少ない家族を被扶養者にすることができますか？
通常被扶養者に該当する者は、収入のない配偶者、16歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母並びに障害者と認められる者とされています。それ以外の者については、通常就労し得る状態にあることから、自ら収入を得て生計維持すべきもので、単に無職・年収が少ないなどの事由では、被扶養者として認められません。
 3. 年収が年収限度額の130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は、180万円未満)であれば被扶養者にすることができますか？
配偶者の認定要件は、年収が年収限度額未満で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。
子供の認定要件は、年収限度額未満であり、かつ「学校教育法に定める学生の者」または、「病気等で就労不能の者」で、主として被保険者の収入により生計が維持されている状態かで判断します。また、夫婦共働きの場合は、被扶養者の人数に関係なく、原則として年収の多い方の被扶養者になります。
親、その他の認定要件は、年収限度額未満であっても、「主として被保険者の収入により生計を維持されている」と判断されなければ被扶養者として認められません。認定対象者の生計費は、前記の「収入のある者の認定について」に示しました。費目別・世帯人員別標準生計費を目安に算定します。
費目別・世帯人員別標準生計費 月当り額(平成31年4月)
- | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 111,870円 | 117,770円 | 153,060円 | 188,330円 | 223,630円 |
| 1人当り | (58,885円) | (51,020円) | (47,083円) | (44,726円) |
4. 同居している父母について、母に全く収入がありません。父に約200万円の年金収入がありますが、母を被扶養者にすることはできますか？
両親のどちらか一方の収入が認定要件である年収限度額未満でも、両親の年収を合計し、生計費の半分以上がまかなえると健保組合が判断した場合は、被扶養者として認められません。
両親と同居していても、夫婦は同居してお互いに助け合い、援助しあう義務があります。父親の収入は父親自身と母親の生活費にあてられるのは当然ではないかと思われま。
 5. 妻のパート収入が年収100万円以下ですが被扶養者にすることができますか？
配偶者の年収が130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は180万円未満)で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。
 6. 妻がパート勤務を始めたばかりのため給与明細書が1ヵ月分しかありません。添付書類はどうしたらよいですか？
1ヵ月分では年収の見込み額の計算ができないため、提出期限の7月30日時点で添付できる月数分を添付してください。また、調査書の平均収入月額、勤務開始日を必ず記入してください。必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

7. 妻のパート収入が年収50万円ほどで扶養範囲内において勤務していますが書類は必要ですか？
必要です。収入が扶養範囲内でも金額に関係なく、書類にて確認しています。
8. 妻がパート先の給与明細、源泉徴収票を紛失してしまいました。添付書類はどうしたらよいですか？
給与明細については、パート先で再発行してもらおうか、各社人事(総務)課にありす年間給与等支払証明書に事業主(パート先)の証明を受けてください。源泉徴収票についてもパート先で再発行してもらおうか、源泉徴収票の代りに所得証明書か非・課税証明書を市町村窓口で発行の手続きをしてください。(源泉徴収票の代わりとして、市民税・県民税特別徴収額の通知書写でも可)
9. 失業給付(雇用保険)を受けている妻を被扶養者にすることができますか？
受給日額が3,612円(60歳以上の方は5,000円)以上の場合は、被扶養者にすることができます。雇用保険は失業時の、生活の安定を図るために支給されるもので、被保険者に生計を依存しているとは言えないからです。
10. 自営業をしている妻を被扶養者にすることができますか？
自営業をしている場合、原則として被扶養者として認められません。自営業者は、経営者として自分の責任と決断で事業を行っており、ただ単に年収が認定要件である年収限度額未満であっても、社会常識に照らして自活の備えは当然と判断されれば、被扶養者として認められません。
11. 被保険者である私の給与が180万円、妻のパート収入が120万円あります。妻の年収が130万円未満ですが被扶養者にすることができますか？
妻の年収が年収限度額未満でも、原則として被保険者の年収の半分未満である場合に認定します。ただし、被保険者の年収には、給与収入以外の収入(年金、農業、不動産等)も含まれますので、これらの収入がある場合は、収入が証明できる書類を添付してください。
12. 子供が高校を卒業後、就職できず、就職活動しています。引続き被扶養者にすることができますか？
就労年齢に達した者の被扶養者認定は、就学・障害・療養等のため就労できない事由が生じている者とされています。しかし就職活動中等の方については、就労できない状態にあることを申立書により申告することによって一定期間引き続き被扶養者と認められる場合があります。
13. 子供が現在大学生ですが、アルバイトの収入が月額12万円(年額換算144万円)あります。引続き被扶養者にすることができますか？
たとえ学生であっても、年収が130万円以上の場合引き続き認定とはなりません。健康保険の被扶養者の対象となるのは、年収が130万円未満(60歳以上の人または、障害者の場合は180万円未満)で、原則として被保険者の年収の半分未満である場合であることと限られているからです。
14. 夫婦共働きの場合は、子供等はどちらの被扶養者にすることになりますか？
被扶養者の人数に関係なく、原則として前年の年収の多い方の被扶養者になります。
15. 妻が新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、パート収入が一時的に多く(少なく)なりました。どうしたらよいですか？
多くなった場合は、直近の収入を年収に換算し130万円以上となる場合であっても、過去の証明書等と照らし合わせ総合的に判断しますので、状況がわかるよう調査書の備考欄に記入してください。収入がなくなり、給与明細が発行されていない場合もその旨を調査書の備考欄に記入してください。